

京都見聞録貸出規程

(趣旨)

- 1 この規程は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー（以下「財団」という。）が管理するDVD「京都見聞録」の貸出しについて定める。

(貸出要件)

- 2 次の各号の何れかに該当する場合は、貸出しを行う。
 - (1) 団体等が実施する京都をPRするための事業
 - (2) 国又は地方公共団体が行う事業
 - (3) その他必要と認める事業
- 3 2に該当する場合でも、次の各号の何れかに該当する場合は貸出しをしない。
 - (1) DVDの管理上、不相当と認められる場合
 - (2) 所有権もしくは著作権を侵害するか、又はそれに関して紛争を生じるおそれがあると認められる場合
 - (3) 営利を目的とする場合
 - (4) その他適当でないと認める場合

(借用場所)

- 4 DVDの貸出しを受けようとする者は、貸出しを受けようとする日の1週間前までに借用申込書を財団に提出しなければならない。

(貸出場所)

- 5 DVDの貸出し及び返却は、財団が指定する場所で行うものとする。

(貸出期間)

- 6 DVDの貸出期間は1ヶ月以内とする。但し、特に必要があると認める場合はこの限りでない。また、DVDの貸出しを受けた者は、借用申込書に基づき財団が認めた返却日までにDVDを返却するものとする。

(禁止事項)

- 7 DVDに貸出しを受けた者は、借用申込書に記載した目的以外の使用や第三者への転貸又は複製をしてはならない。

(遵守事項)

- 8 貸出規程に違反する申込及び使用が確認された場合は、ただちに貸出しを中止するとともに、当該貸出先団体等に対し、以降の貸出しは行わないものとする。

(借用者の義務)

- 9 DVDの貸出しを受けた者は、その返却にあたり、当該DVDを原状に復するとともに、係員の点検を受けるものとする。

(損害責任)

- 10 DVDの貸出しを受けた者は、貸出期間中にDVDの盗難、毀損、紛失等が生じた場合は、速やかに財団に報告し、その指示に従うものとする。

(借用に要する費用)

- 11 DVDの借用に要する費用は無料とする。但し、送付に要する費用は借用者が負担するものとする。

(その他)

- 12 本規程に定めるもののほか、必要な事項は財団がその都度定めるものとする。